知って得する!!

平成26年2月17日より

愛車の安全・安心が車検証に載っています!

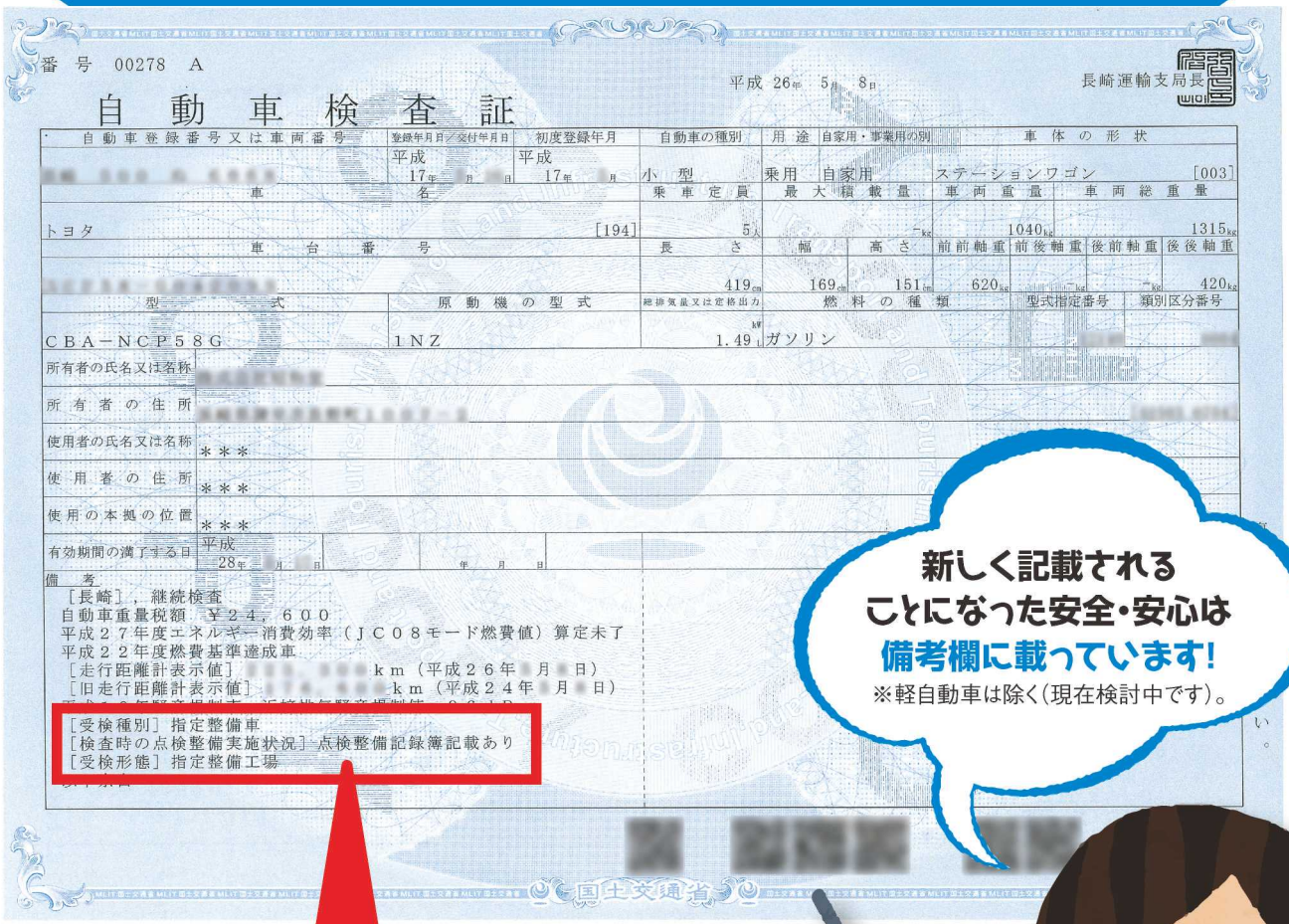

番号 00278 A

自動車検査証

平成 26年 5月 8日 長崎運輸支局長

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状
[redacted]	平成 17年 [redacted]月 [redacted]日	平成 17年 [redacted]月	小型	乗用	自家用	ステーションワゴン [003]
車名			乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量
トヨタ [194]			5人	-kg	1040kg	1315kg
車台番号			長さ	幅	高さ	前前軸重 / 前後軸重 / 後前軸重 / 後後軸重
[redacted]			419cm	169cm	151cm	620kg / -kg / -kg / 420kg
型式	原動機の型式		総排気量又は定格出力	燃料の種類	型式指定番号	類別区分番号
CBA-NCP58G	1NZ		1.49L / kW	ガソリン	[redacted]	[redacted]

所有者の氏名又は名称 [redacted]

所有者の住所 [redacted]

使用者の氏名又は名称 ＊＊＊

使用者の住所 ＊＊＊

使用の本拠の位置 ＊＊＊

有効期間の満了する日 平成 28年 [redacted]月 [redacted]日 年 月 日

備考

［長崎］，継続検査
自動車重量税額 ￥２４，６００
平成２７年度エネルギー消費効率（ＪＣ０８モード燃費値）算定未了
平成２２年度燃費基準達成車
［走行距離計表示値］ [redacted] ｋｍ（平成２６年 [redacted]月 [redacted]日）
［旧走行距離計表示値］ [redacted] ｋｍ（平成２４年 [redacted]月 [redacted]日）

［受検種別］指定整備車
［検査時の点検整備実施状況］点検整備記録簿記載あり
［受検形態］指定整備工場

国土交通省

新しく記載される
ことになった安全・安心は
備考欄に載っています!
※軽自動車は除く（現在検討中です）。

［受検種別］指定整備車
［検査時の点検整備実施状況］点検整備記録簿記載あり
［受検形態］指定整備工場

同じに見える車検には、実は違いがあるのです。
あなたの車検は安心ですか？詳しくは裏面を！

大きな事故になる前に
大丈夫ですか？車の安全管理！
点検整備はあなたの自己責任です。

あなたの車検は安心ですか?

安心度		受検種別	受検形態	検査時の点検整備実施状況
プロの車検	安心	指定整備車	指定整備工場	**点検整備記録簿記載あり** 国から許可を受けた民間車検整備工場で点検整備付車検を受けています。 **※点検整備記録簿が交付されていますので安全・安心です。**
	安心	持込検査車	認証整備工場	**点検整備記録簿記載あり** 国から許可を受けた整備工場で点検整備付車検を受けています。 **※点検整備記録簿が交付されていますので安全・安心です。**
	注意	持込検査車	認証整備工場	**点検整備記録簿記載なし** 国から許可を受けた整備工場で車検を受けていますが、定期点検整備が実施されていませんので点検整備を実施して下さい。 **※使用者本人に「点検整備勧告書」が交付される場合もあります。** **※てんけんくんの整備工場では点検整備付車検を推奨しています。**
ユーザー車検	注意	持込検査車	使 用 者	**点検整備記録簿記載あり** 使用者本人が車検を受けています。定期点検整備を使用者本人が実施している場合には、整備不良により事故が発生した場合に使用者が管理責任を問われる可能性があります。 **※代行業者が使用者の名前で点検整備記録簿を「偽造」している場合もあります。**
	要注意	持込検査車	使 用 者	**点検整備記録簿記載なし** 使用者本人が車検を受けていますが、定期点検整備が実施されていませんので点検整備を実施して下さい。整備不良により事故が発生した場合に使用者が管理責任を問われる可能性があります。 **※使用者本人に「点検整備勧告書」が交付される場合もあります。** **※代行業者が使用者の名前で車検を受けている場合もあります。**
代行車検	注意	持込検査車	その他 （使用者以外の者により受検が代行された場合）	**点検整備記録簿記載あり** 代行業者が車検を受けています。代行業者が点検整備を実施している場合には「違法性」のある未認証工場で整備された可能性があります。 **※代行業者が使用者の名前で点検整備記録簿を「偽造」している場合もあります。**
	要注意	持込検査車	その他 （使用者以外の者により受検が代行された場合）	**点検整備記録簿記載なし** 代行業者が車検を受けていますが、定期点検整備が実施されていませんので点検整備を実施して下さい。整備不良により事故が発生した場合に使用者が管理責任を問われる可能性があります。 **※使用者本人に「点検整備勧告書」が交付される場合もあります。**

※「点検整備勧告書」とは、街頭検査や車検時等において車の状態が劣化や摩耗により、保安基準に不適合のときに交付される場合があり、平成26年2月17日より発動要件が見直され、点検整備に対する指導が強化されました。

事故が増えています。ご注意ください!

- エンジン・オイル劣化による車両火災事故
- ホイール・ナット締め付け不良等による大型車の脱輪事故
- ブレーキ装置の整備不良による事故

一般社団法人 長崎県自動車整備振興会